

2008年3月31日

北海道知事

高橋 はるみ 様

室蘭土木現業所長

吉田 雅毅 様

(社) 北海道自然保護協会

会長 佐藤 謙

ポンオサツ（ユオイ）川の砂防ダム建設計画の見直しを求める再々要望書

私たちは、標記に関して、2006年12月22日付けの貴職からの回答に対して、2007年4月25日に再要望書を提出しました。それに対して、2007年10月17日付けにて、貴職、室蘭土木現業所長からの回答をいただきました。しかしながら、以下の点で、貴職の回答は、要望に対する回答と考えることができません。ここに、改めて「再々要望書」を提出しますので、ご回答願います。

1. 回答1-1) について

貴職は、「牧草地が河川区域（一般に常時流水が流れているところ）に侵入している部分はありません」と回答しております。

しかし、河川区域は、通常、流水が流れるところだけではなく両側に一定の幅をもって設けられますので、当該河川の河川区域は両側への幅などについてどのように定義されているのか、明確な資料でもってご説明願います。それが無い場合は、上記の回答は、あり得ないものになります。

貴職は、「牧草地の造成や取付道路の設置がポンオサツ川の土砂流出にどのような影響を与えたかを調べるための既存資料がないことから、調査は不可能であると考えます」と回答しております。

しかし、私たちの要望は、砂防ダムを必要とする根拠を明確にすること、そのために源流部に設けられた牧草地からの土砂流出の影響を調査することを求めてきました。私たちの再要望に対してほぼ1年を経た時点ですが、1年間の現状調査によって「現状での土砂流出はこうだった」という調査は可能であったと反論いたします。

私たちの質問は、河川法に示された自然環境の保全と流域管理の観点から、ポンオサツ川流域においても土砂流出や法面崩壊が生じている実態に基づいて砂防ダムが必要であると主張される科学的根拠を望んでおります。

そのため、ここに改めて、河川区域とともに源流部に設けられた牧草地からの土砂流出や法面崩壊に関する科学的根拠・現状調査を求めます。具体的には、牧草地からの土砂流出や出水量の把握、牧草地への取付道路が当該河川をまたぐ場所における崩壊の実態調査、

取付道路の下流において河床が著しく低下し法面・山脚が崩壊している実態の科学的調査、そして河床低下が引き起こす地下水や湧水への影響調査を求めます。

2. 回答1-2) - (1) について

貴職の回答では、「牧草地から河川区域への立ち入り禁止は、普通河川の管理者である平取町の権限である」旨が書かれております。

しかし、砂防ダムを必要とする根拠として、河川上流域における土砂流出や法面崩壊が問題視されておりますので、法的ではなく実質的には、河川の管理を考える貴職と平取町が協働して越境禁止対策を講じる必要があると考えます。

3. 回答1-2) - (2) について

貴職は、当該地の河川区域が「流水が継続して存在する土地の区域等にしか指定されていないため、その空間に緩衝帯の役割を持たせるのは、困難なもの・・・」と回答しております。

しかし、ここの河川区域の現状は、流路が狭い幅であり、その周辺に自然な樹林とともに空き地となる法面があります。貴職は、次項において河川区域における樹林の植物を移植することを考えておりますので、上記の回答は、次項の回答と齟齬が生じております。後者の空き地となる法面は「自然植生に再生させる区間」と考えることができます。河川法では、治水とともに自然環境の保全が重視されておりますので、自然環境保全のために流路もその周辺の樹林も現状のままにし、法面では自然植生に回復させて、治水・土砂流出防止のためには別の方法を模索することが必要と考えます。

4. 回答2, 3について

動植物の環境調査に関して、平成15年から学識経験者による指導・助言を受けているとの回答ですが、まず、その現状調査結果をいただきたい。

また、種々の開発行為に関して、植物の「移植」が普通な状況にありますが、この方法は、生物多様性保全の観点から大きな問題になります。河川法でいう自然環境の保全は、生物多様性条約や種の保存法における生物多様性保全に当たり、そこでは「生息域内保全（実際の生育地・生息地を守る方法）」が最善の方法とされております。したがって、貴職が言う学識経験者が指導・助言する「移植」は、他に代替措置がありえない場合の最終的手段といえますが、他の代替措置の検討過程も含め、移植措置を採らざるを得なかった理由を説明してください。

5. 改めての要望

今まで二回の要望書に書きましたが、砂防ダム建設とは異なる根本的な対策を改めて考えていただきたく、要望いたします。